第二十七条の三第九号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　自己を現物分配法人とする適格株式分配に該当しない株式分配　当該株式分配の日

第二十七条の四第一項中「第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算」を「第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入」に改め、同項第一号中「売買目的外有価証券の原価法により評価した金額」を「売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に改め、同条第二項中「第六十一条の二第二十項」を「第六十一条の二第二十一項」に改める。

第二十七条の十四第二号中「第十一項第七号」を「第十三項第七号」に改める。

第二十七条の十五第一項中「特定引継資産から除外される資産の範囲」を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」に改め、同条第二項第一号中「次号」を「以下この条」に改め、「いう。」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、同項第二号中「の支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、「を当該支配関係発生日」を「を同日」に改め、同条に次の二項を加える。

5　令第百二十三条の八第十二項（同条第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）の規定により支配関係発生日前から有していたものとみなされる資産は、同条第三項第五号（同条第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたものとする。

6　令第百二十三条の八第十五項において準用する同条第十二項の規定により法第六十二条の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の内国法人が支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたものとみなされる資産のうち当該内国法人が同項に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日後に有することとなつたものについて令第百二十三条の八第十四項において準用する同条第三項第四号の規定を適用する場合には、その有することとなつた日を同条第十四項において準用する同号に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日とみなす。

第二十九条の三の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項第四号中「における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同項第五号中「における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国子会社等（同法第六十六条の六第一項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）又は第六十八条の九十第一項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「外国関係会社（同法第六十六条の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国子会社等を」を「外国関係会社を」に、「第三十九条の十八第六項又は第七項（特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税が減額された場合の特例」を「第三十九条の十八第八項又は第九項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等」に改め、同項第六号中「おける特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同項第七号中「おける特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人（」を「外国関係法人（」に、「特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」及び「特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人を」を「外国関係法人を」に、「第三十九条の二十の七第三項（特定外国法人」を「第三十九条の十八第八項又は第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第六十九条第十五項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第十三項の規定の適用がある場合には、令第百五十条第一項に規定する控除後の金額とする。

第三十条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項第一号中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同条第三項」を「法第六十九条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第六十九条第十六項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の法第六十九条第一項に規定する控除限度額

二　繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九条第十三項の規定の適用があつた場合には、令第百五十条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

4　法第六十九条第十六項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各連結事業年度」という。）の法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額

二　繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなつた法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において同条第八項の規定の適用があつた場合には、令第百五十五条の三十五第一項（連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

第三十二条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額

第三十五条中「確定申告書の添付書類」を「確定申告」に改め、同条第五号中「合併、」を「組織再編成（合併、」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「組織再編成」という」を「現物分配」という。）をいう。次号において同じ」に改め、同条第六号中「被現物分配法人」の下に「その他の株主等」を加え、「、負債」を「若しくは負債」に改め、「又は当該組織再編成」の下に「（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）」を加える。

第三十六条の二中「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改め、同条第四号中「第七十五条の二第一項に規定する」を「第七十五条の二第一項各号の」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第七十五条の二第一項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合には、その変更後の月数の期間その提出期限の延長を必要とする理由

第三十六条の三中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第七項」に改め、「の取りやめ」を削る。

第三十六条の四の見出しを削り、同条中「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　法第八十条第五項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあつた日及び当該災害の詳細